

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主はじめ取引先、従業員、社会等すべての利害関係者の総合的な利益を考慮し、長期にわたって企業価値を高める経営に全社を上げて取り組まなければならないと考えております。そのために今後も、経営の透明性と健全性の充実を図るとともに、経営の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

<補充原則 1-2-4:議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳>

当社は、機関投資家、海外投資家の比率が比較的少ないため、現在議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりませんが、機関投資家、海外投資家を含め、株主が議決権を行なう環境づくりを進めております。今後、議決権の電子行使については、株主構成に占める機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討します。また、招集通知の英訳についても、海外投資家の比率等を勘案し実施を検討します。

<補充原則 3-1-2:英語での情報開示・提供>

当社は現在、招集通知・決算短信等の英訳を実施しておりませんが、株主構成に占める機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら導入を検討します。

<補充原則 4-1-3:最高経営責任者等の後継者計画の監督>

当社は、取締役の任期を1年とし、毎年最適な体制となるよう見直しを行っております。また、取締役の定年に関する内規も定めており、経営の循環を促しております。なお、現時点においては最高経営責任者(CEO)等の後継に関する具体的な計画はありません。後継者の育成については重大な課題であると認識しており、取締役会等を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

<補充原則 4-10-1:任意の諮問委員会の設置による指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言>

当社は取締役5名のうち3名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数が独立社外取締役であり、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等について、各独立社外取締役がそれぞれの知識と経験を活かして意見表明し、取締役会の監督機能と説明責任を強化するための体制確保に努めています。また、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等については、事前に社外取締役と意見交換するなど、独立社外取締役の関与や助言を必ず受けることとしており、現時点では任意の諮問委員会の設置は必要ないものと考えております。

<補充原則 4-11-3:取締役会全体の実効性について分析・評価した結果の概要>

当社はこれまで取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っておりません。

今後は、株主の視点に立って企業価値向上につながる意思決定ができたか、独立した立場から経営陣に対しての監督機能を果たせたかという観点を中心に、各取締役へのヒアリングを行い、取締役会の実効性の評価を行う方針であり、その結果を分析・検討し取締役会機能のさらなる向上を図り、開示については今後検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

<原則 1-4:政策保有株式>

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本的な方針としております。

また、政策保有株式については、銘柄毎にモニタリングを隨時行い、当該企業の財務状況や、シナジー効果が想定どおり発揮されているかどうか等の点を踏まえ投資の継続の検討を行い、取締役会にて協議されることとなっております。

なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては特段の基準を設けておりませんが、シナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。

<原則 1-7:関連当事者間の取引>

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。また、全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認する調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

<原則 2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度並びに退職一時金制度を併用しております。確定給付企業年金の積立金の管理および運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結しており、すべて一般勘定で運用を委託しております。また、外部機関による運用実績は財務・経理の知見を持つ管理部が適切にモニタリングをしております。

<原則 3-1:情報開示の充実>

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、直近の財務状況等を含めた情報開示については、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部と取締役の報酬決定

取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容等を考慮し、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議によりそれぞれ決定しております。

4. 経営陣幹部の選解任・取締役・監査役候補の指名

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任については、役割に応じた必要な能力、経験等を総合的に検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任については、役割に応じた必要な能力、経験等を検討し、監査役会の同意を得て取締役会において決定しております。また、解任については、その必要性を認識した場合取締役会にて適切な手続を経て決定します。

5. 個々の選解任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を本報告書に記載しております。取締役については個々の選任理由を、監査役についてはその略歴を、それぞれ「株主総会招集ご通知」参考資料に記載しております。解任が行われる場合には、適宜適切に開示いたします。

<補充原則 4-1-1: 経営陣に対する委任の範囲>

当社は、法令・定款で定める事項その他重要な意思決定に係る事項は取締役会において判断・決定することとし、それ以外の日常的な業務執行等については経営陣に委ねることを基本的な考え方として取締役会規程及び職務権限規程を整備しており、これに基づいて、業務上の意思決定やその決定に基づく業務の執行について、取締役会、代表取締役やその他の取締役等の各機関が有する権限の範囲を明確化しております。

<原則 4-9: 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議することで独立社外取締役を選定しております。

<補充原則 4-11-1: 取締役の選任に関する方針・手続き、取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社取締役会は、各事業に精通し、機動性のある業務執行を遂行している業務執行取締役と、専門的な知識と経験を有している社外取締役で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

その選任に関する方針・手続きについては、原則3-1 4.に記載のとおりであります。

<補充原則 4-11-2: 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況>

社外取締役および社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、本報告書等に開示しております。

<補充原則 4-14-2: 取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は、取締役および監査役は各種団体が主催するセミナー等へ参加する機会を通じて経営に必要な知識の習得や適切な情報収集等の研鑽を行っており、取締役・監査役は自らの役割を十分に果たすべく、隨時トレーニングを行うこととしております。

<原則 5-1: 株主との建設的な対話に関する方針>

株主のみなさまを含む機関投資家様との良好かつ建設的な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて実施しており、これについては、社長をトップとし、IR担当部長を選任すると共に、経営企画課をIR担当部署として、公正、正確かつタイムリーな情報開示の姿勢をもって対応いたします。具体的な活動としましては、機関投資家様からの対話(面談)要請については、経営企画課:IR担当が対応します。なお、個人株主様との面談は実施しておりませんが、ご質問等に対しては適宜対応いたします。また、対話を通じて把握した有用な意見やご懸念等については、適宜、経営トップや関係部門へのフィードバックを行うことにより、企業価値の向上につなげるよう効果的な活用に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------------------------|-----------|-------|
| 久保 泰子 | 2,030,944 | 24.31 |
| 久保 千晶 | 1,757,518 | 21.04 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 439,200 | 5.26 |
| 鈴木 康友 | 231,800 | 2.77 |
| 日本証券金融株式会社 | 170,000 | 2.03 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 160,300 | 1.92 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 158,800 | 1.90 |
| 八百 博徳 | 135,556 | 1.62 |
| PHILLIP SECURITIES CLIENTS(RETAIL) | 113,400 | 1.36 |
| 小沼 滋紀 | 100,000 | 1.20 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 2月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|--|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 7名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3名 |

会社との関係(1)更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 宮平 崇 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | |
| 佐井 恵子 | その他 | | | | | | | | | | |
| 長野 聰 | 弁護士 | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|------------------|---|
| 宮平 崇 | | 株式会社Dreams 代表取締役 | 現在、ユニバーサルシティウォーク大阪・天保山マーケットプレース等の大規模集客施設内を含む4店舗(ポップコーンパパ)を展開している株式会社Dreamsの代表取締役を務め、長年企業経営の経験と実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで経営体制の強化ができると判断し、選任しました。 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|---|
| 佐井 恵子 | 佐井司法書士法人 代表社員 | 司法書士事務所の所長および司法書士法人の代表社員として長年事務所経営に携わり、豊富な実務経験に基づく法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、その知見を当社の経営に反映していただくことで経営体制の強化が図れると判断し、選任しました。 |
| 長野 聰 | 瓜生・糸賀弁護士事務所 弁護士 スルガ銀行株式会社社外取締役 | 日本銀行の中核部門の要職を務め豊富な金融実務経験を有しているだけでなく、現在は弁護士として法務全般に通じており、当社のコンプライアンスの強化が図れると判断し、選任しました。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含む監査役による監査、業務監査を主体とする内部監査、監査法人による会計監査の三者協力のもと、経営監視機能の充実を図り、経営の透明性、客觀性の確保に努め、必要に応じて顧問弁護士に意見を求めるなど、コンプライアンス面での充実・徹底を図っております。また、子会社を含めて年に2回の割合で各部署の内部監査を実施しており、内部監査実施後に作成される「監査実施の報告書」と、代表取締役より被監査部署に提出される「監査結果通知書」と、監査役が行った監査の内容を記載した「業務監査レポート」をもとに意見交換を行っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 出原 敏 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 吉澤 伸幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 出原 敏 | | | 長年にわたる金融機関での経験と知見が当社監査体制の強化につながるため社外監査役に選任しております。また、現在・最近および過去において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に選任しております。 |
| 吉澤 伸幸 | | | アミューズメント業界における長年の経験と知見を有しており、他社において会社の経営に関与された経験もあることから、社外監査役に選任しております。また、現在・最近および過去において一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に選任しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

2019年2月期において取締役会を17回開催しました。そのうち宮平取締役ならびに佐井取締役は、2018年5月25日就任以降開催の取締役会13回のうち、宮平取締役は12回、佐井取締役は13回出席しました。また、出原監査役は取締役会17回のうち17回出席し、吉澤監査役は取締役会17回のうち16回出席しました。また、監査役会を6回開催ましたが、出原監査役ならびに吉澤監査役は監査役会6回のうち6回出席しました。宮平取締役は、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。佐井取締役は、主に司法書士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。出原監査役は、取締役会においては当社の経営上有用な指摘および議案審議等に必要な発言を適宜行い、監査役会においては業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。吉澤監査役は、取締役会においては当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を適宜行い、監査役会においては重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与については、業績ならびに成果を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬総額と、監査役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および監査役会の事務局は管理部 経営企画課が行っています。毎月開催される取締役会の開催日の1~2週間前に議題を含めて、日時・場所等について連絡とともに、各種開示情報のタイムリーな伝達を行っています。また、監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、監査役を補助する使用人を配置する等、それを支える体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えてあります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

月1回以上開催される取締役会(当社取締役および監査役が出席)等、その他状況に合わせて柔軟に臨時開催を行うことで、グループ全体の業績の進捗状況について議論し対策を検討するとともに、重要事項の決定や業務執行状況の監督を行い、スピーディーで堅実な経営が行える体制をとっています。

また、経営体制の強化、経営効率の向上ならびに内部統制の充実と体制づくりを図ることを目的として、代表取締役ならびに業務執行取締役の執行機能の補佐強化のために、執行役員制度を導入しております。

監査体制につきましては、社外監査役を含む監査役による監査、業務監査を主体とする内部監査、監査法人による会計監査の三者協力のもと、経営監視機能の充実を図り、経営の透明性、客觀性の確保に努め、必要に応じて顧問弁護士に意見を求めるなど、コンプライアンス面での充実・徹底を図っております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2019年5月開催の定期株主総会にて会社法第329条第3項に定める補欠監査役を1名選任しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村幸彦氏・河越弘昭氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、会計士補等8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役設置会社として、少数の常勤取締役(2名)による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性および透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。社外取締役(3名)および社外監査役(2名)の充実による客觀的・中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

1. 当社は、社外監査役2名全員を独立役員として指名し、以下のとおり、経営監視機能の客觀性および中立性を確保しております。

(1)常勤監査役(1名)は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に出席し、経営課題に対するプロセスと結果について客觀的評価を行う等的確な分析に基づく発言により、経営監視の実効性を高めています。

(2)社外監査役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会等の重要な会議に出席することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求め、経営監視の実効性を高めています。

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制および実効状況は以下のとおりです。

(1)監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、監査役を補助する使用人を配置する等、それを支える体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。

(2)各監査役は、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各業務担当取締役および重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めています。

以上のとおり、当社は社外監査役による独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性および効率性の検証を行う等、客觀性および中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、当面は現状のガバナンス体制を維持することとしてあります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| 補足説明 | |
|-----------------|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期限よりも1日前の15日前に発送しています。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第30期定期株主総会開催日 令和元年5月24日(金曜日) |
| その他 | 定時株主総会召集通知については当社ホームページにおいて発送日前に公表しております。 |

2. IRに関する活動状況

| 補足説明 | | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|---|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のホームページには、有価証券報告書、半期報告書、決算短信、募集通知、中間報告書、期末報告書、決算説明会資料、決算説明会要旨を掲載しており、その他開示された文書をプレスリリースとして掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理部 経営企画課が担当部署となっております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| 補足説明 | |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業行動指針において、第2章で社会との関係、第3章で顧客・取引先・競争会社との関係、第4章で株主・投資家との関係、第5章社員との関係についてそれぞれ明記されており、ステークホルダーの立場の尊重は基より、各種法令の遵守、禁止事項等が明確化されています。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社の内部統制基本方針は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め当社グループ役職員全員の周知徹底を図っていきます。

(2) 当社およびグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。

(3) 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一緒にとなったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進します。また、法令および定款等に適合していることを認識するため、管理部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。

(4) 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。

(5) 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。

(6) 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正な監査を確保します。

(7) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(8) 使用人等からの通報および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談の窓口としてホットラインを設置し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。

(2) 経営および業務執行にかかる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。

(3) 取締役、監査役、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社および当社子会社の経営環境、自然災害等、当社および当社子会社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めています。

(2) 当社グループの各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めています。

(3) 当社および当社子会社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会規程に基づき、定期的に開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。

(2) 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるように努めています。

(3) 当社取締役会は当社グループ全体の経営計画を策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職者の具体的業務活動を統括していきます。

(4) 当社の取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとします。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

6. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関連会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。

(2) 当社の監査役およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項およびその使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査役の職務を補助する専属の使用者は配置しておりませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用者を任命および配置することができます。

(2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指定された使用者への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(3) 監査役候補者は監査役の指揮命令下に置き、監査補助者の評価・人事異動等にあたっては、あらかじめ監査役の意見を聴取しその意見を尊重するものとします。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用者、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、定期的に開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用者から重要事項の報告を受けることとします。

(2) 当社グループの取締役は、法定の事項以外にも取締役の不正行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。

(3) 当社子会社の取締役・使用者は当該子会社または会社グループ全体に損害を及ぼす事実かもしくはその懼れのある事実を発見した場合、子会社担当部署にただちに報告し、報告を受けた担当部署はこの内容を監査役に報告するものとします。

(4) 当社グループの内部通報制度に基づく通報を受けた場合、速やかに監査役に報告を行うものとします。

(5) 当社は、当社グループの役職員が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループにおいて周知徹底します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1) 監査役は監査が実効的に行われるることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。

(2) 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求める能够な体制

を整備していきます。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求等が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、以下の理由により買収防衛策を導入しておりません。

1. 創業者一族が発行済株式総数の45%を保有しており、安定株主比率が高いこと。
2. 金融商品取引法の改正で、買収企業は買収目的などに関する被買収企業からの質問に回答する義務が生じる等、株式を大量取得しようとする行為に関する手続きが整備・変更されたことなど。
3. 企業価値の最大化が最強の買収防衛策であると考えたこと。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

2008年5月24日開催の第19期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社および会計監査人設置会社となりました。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 重要事実が発生した場合、職務上関係のある役員および従業員は部門に発生した重要事実の内容をただちに主管部門長ならびに情報取扱責任者である管理部長に連絡します。
2. 管理部は開示資料の作成を行うとともに、管理部長は職務上関係のある役職員およびその部署に発生した重要事実の内容と公表時期を連絡します。なお、開示資料はネットワーク上で管理しており、アクセス権限は管理部の限られた者にしか与えられていないため、関係者以外の目に触れるリスクを軽減しております。
3. 重要事実の公表は、取締役会にて決議(必要な場合のみ)された後に遅滞なく行われますが、これは証券取引法および関連政省令ならびに証券取引所等の定める諸規則に従い、当社が別に定める手続きにより、管理部長が行います。また、管理部長以外の役職員が公表する場合には、定められた手続きに従い、管理部長の許可を得て行います。
4. 重要事実に関する新聞記者等の取材は、原則として管理部長が受けます。ただし、必要な場合は、管理部長の了解を得て他の役職員が取材を受けることができます。
5. 公表した開示資料は当社のホームページに掲載するなど積極的なディスクロージャーを行っております。